

備えの種をまこう。🌱

VOL. **1** 創刊号
2018.6

NOSAI なら



主な内容

- ご挨拶 1
- 各支所のご案内 2
- 共済からのご連絡 3～4
- 収入保険制度について 5～6

新NOSAI奈良が発足



奈良県農業共済組合 組合長理事
松岡 嘉平治

平成30年4月2日より、
県下7つの農業共済組合
が合併し、新たに奈良県
農業共済組合(NOSAI
奈良)が発足しました。
今後とも、組合員の皆様
の経営安定のため、補償
の充実・農家サービスの
維持向上に一層努めてま
いりますので、よろしく
お願い申し上げます。

組合員の皆様には、日頃より
農業共済組合の運営に格段のご
理解とご協力を賜り、厚くお礼
申し上げます。

農業災害補償制度は、昭和二
十二年の制度創設以来、七十年
以上にわたり、農業者が不慮の
災害により受けた損失を補て
んし、農業経営の安定と農業生
産力の維持発展に寄与してまい
りました。しかしながら、現行の
制度においては価格低下等が対
象とならず、対象品目も限定さ
れているといった課題があり、農
業者へ提供する補償内容が十
分とはなっておりませんでした。
このようななか、国にあつては、一
層のサービスの向上を図るべく、
農業災害補償法を改正し、農
業収入全体を対象に、総合的に

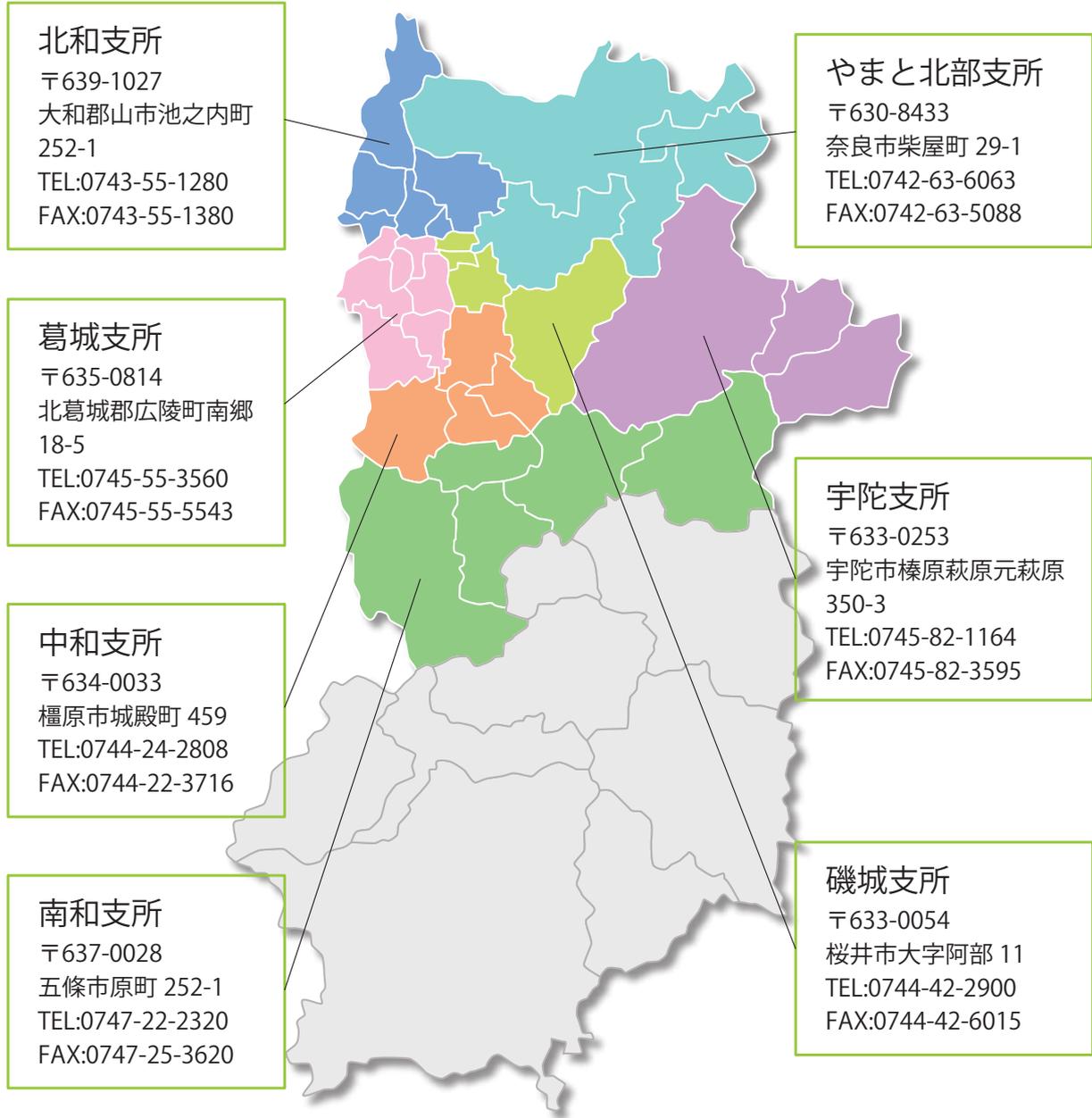
対応し得る新たな保険事業「農
業経営収入保険事業」を創設
した「農業保険法」が、本年四月
より施行されております。この
たびの改正に伴い、従来の農業
共済制度も一部見直しがされる
ところではございますが、私ども
農業共済関係者といたしまして
は、一層の農業経営の安定に努め
る所存でございます。

さらに、本年四月は、県下
七組合が合併し、五月には連合
会の権利義務を承継し、特定組
合としてスタートしたところで
す。これを機に、さらに財務状
況の強化を図り、合理的・効率
的な事業運営に努めてまいりま
す。合併に際し、ご尽力いただき
ました関係各位に対し厚くお
礼申し上げます。

農業を取り巻く環境は想像
をはるかに超え変化し、組合員
の皆様方にもさまざまな苦労
があると存じますが、役員一
同、皆様のお役に立てるよう組
織体制を整え、鋭意努力してま
いりますので、今後ともご理解
ご協力をお願い申し上げます。



各支所のご案内



実施事業

- 農作物共済（水稻・麦）
- 家畜共済（牛）
- 果樹共済（かき・うめ）
- 畑作物共済（大豆・茶）
- 園芸施設共済（ガラス温室・ビニールハウス等）
- 建物共済（建物・家具家財等）
- 農機具損害共済（トラクター・コンバイン等）

農作物共済

水稲共済掛金の納入時期です

組合員の皆様より、申告いただきました水稲作付面積に基づき、水稲共済掛金を徴収させていただきますので、期限内納入にご協力よろしくお願いたします。

なお、変更がある場合は8月末までに各支所までご連絡をお願いします。変更に伴う掛金の増減があった場合は後日に精算(徴収・還付)処理をさせていただきます。

掛金の納入期限

- やまと北部、宇陀支所
→平成30年6月30日まで
- 北和、磯城、中和、葛城、南和支所
→平成30年7月10日まで



水稲被害申告について

水稲作付圃場において、自然災害・病虫害・鳥獣害等により1筆あたりの収穫量が、平年の7割を割込むような減収(引受方式…二筆7割の場合)が見込まれる場合は、地域の共済部長さんまで被害申告をお願いいたします。

なお、被害申告をされた圃場は、共済組合の損害評価調査が終了するまでは刈取りを行わないよう注意してください。

引受方式

引受方式	補償割合	補償の内容
一筆方式	7割	ほ場ごとに、収穫量が一定割合を超えて減収した場合に共済金をお支払いします。
	6割	
	5割	
半相殺方式	8割	農業者ごとに、被害ほ場の減収量の合計が一定割合を超えた場合に共済金をお支払いします。
	7割	
	6割	
全相殺方式	9割	農業者ごとの収穫量をJA等への出荷データ等を基に調査し、収穫量の合計が一定割合を超えて減収となった場合に共済金をお支払いします。
	8割	
	7割	
水稲品質方式	9割	農業者ごとの収穫量をJA等への出荷データ等を基に調査し、収穫量の減収及び品質低下による生産金額の減少が一定割合を超えた場合に共済金をお支払いします。
	8割	
	7割	

※1: 過去5年間概ね全量をJA等に出荷し今後も出荷することが、加入できる要件となります。

1kg 当たり共済金額

- 主食用米 (181円・163円・145円・127円・109円・91円)
- 飼料用米 (40円・36円・32円・28円・24円・20円・16円・12円)
- 米粉用米 (84円・76円・67円・59円・50円・42円・34円・25円)

品質引受方式の場合は、基準生産金額

(過去5年JA出荷データの単収平均×政府買入価格×引受面積)に100分の40~90を乗じて得た金額を下らず農家を選択した補償割合を乗じた金額を超えない範囲とする。

※特にお申し出がない限り「引受方式:一筆方式」「補償割合:7割」「1kg当たり共済金額:181円」とさせていただきます。

無事戻し金

継続して加入していただいた3年間で共済金を一度も受け取られなかった場合、または、少ない共済金しか受け取られなかった場合には、3年間の農家負担掛金の2分の1を限度に無事戻し金としてお返しします。

振込期日…6月末頃予定



建物共済

建物共済の仕組みが変わります

建物共済の新たな仕組みが 7月1日よりスタート

NOSAIの建物共済は、地震補償割合を50%に引き上げるなど、自然災害への補償拡充を中心とした仕組み改善を行います。



自然災害への補償を拡充します

ポイント1 地震等の損害に対する補償が手厚く!!

総合共済では、地震・噴火による被害への補償割合を30%から50%に引き上げます。

ポイント2 総合共済の加入限度額が大幅アップ!!

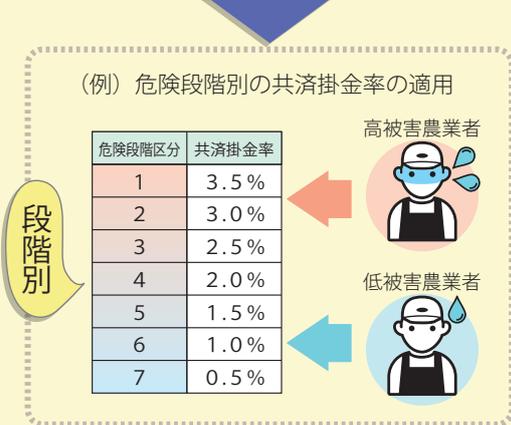
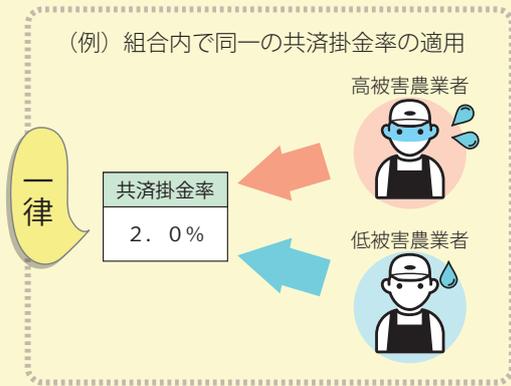
火災等事故に加えて自然災害まで補償する総合共済の1棟当たり加入金額（共済金額）は、これまで家具類を含めて2千万円が限度でしたが、4千万円まで加入いただけるようになります。また、火災共済と総合共済の両方に入る場合は、1棟当たり最高で1億円（火災共済6千万円、総合共済4千万円）まで加入いただけるようになります。

危険段階別 共済掛金率を導入

これまで一律であった各共済事業の掛金率を二県一組合化に伴い、平成30年より組合員ごとの危険段階別共済掛金率を導入します。

（※建物・農機具共済は除く）

危険段階別共済掛金率とは、組合員ごとに過去の被害率等を算定し、いくつかのグループに分け被害率が低ければ掛金率も低く、被害率が高ければ掛金率を高く設定する方法です。



危険段階別共済掛金率の 導入理由

1. 共済金の支払いが多い加入者、少ない加入者が同額の掛金を負担することから、公平性が確保されないため。
2. 危険段階別共済掛金率を導入することで、加入者が被害の低減に努めると共済掛金も減額され、加入者にもメリットがあるため。
3. 加入者側の被害状況に掛金が見合わない場合、新たに加入を検討する農業者の意向の妨げとなるため。

収入保険制度が導入されます

平成30年度

収入保険制度とは…

農業経営全体を対象としたセーフティネットであり、品目の枠にとられずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度です。自然災害・価格低下も含めた農業経営者の努力では避けられない農業収入の減少について補償いたします。

◆加入対象者

税務署への確定申告時に青色申告を行っている方が加入できます。
 ※原則として、過去5年間とも青色申告を行っている必要がありますが、新たに青色申告を始められ、当年度申告分を含む過去2年間とも青色申告を行っている場合も加入の対象となります。

◆補償内容

基本は過去5年間の平均収入（5中5）を補てんの基準となる基準収入とし、確定申告後に当年の収入が基準収入を下回った場合に補てんします。※補償限度額の上限は基準収入の90%まで選択可能

掛金

$$\text{保険料} = \text{基準収入} \times \frac{\text{補償限度}}{(80\% \text{を上限に選択})} \times \frac{\text{支払率}}{(90\% \text{を上限に選択})} \times \frac{\text{掛金率}}{(1\%)}$$

※保険部分については掛捨てとなります。

$$\text{積立金} = \text{基準収入} \times \frac{\text{積立幅}}{(10\% \text{を上限に選択})} \times \frac{\text{支払率}}{(90\% \text{を上限に選択})} \times \frac{1}{4}$$

※積立部分については掛捨てではありません。

加入・支払時期（個人経営体の場合）

（確定申告後）

加入申請 掛金納付 保険金・特約補填金の請求・支払

平成30年10月～11月 → 平成30年12月 → 平成32年3月～6月

Q 対象となる農業収入とは？

A 農業者が自ら生産している農産物の販売収入全体です。

原則として補助金・加工品は販売収入に含めませんが、精米・荒茶・梅干し・畳表・干し柿・干しいたけ、牛乳など所得税法上の農業所得として認められるもの、自ら生産した農産物を用いて製造した加工品、在庫、コスト割れを補てんする畑作物の直接支払交付金（麦、大豆等）やでん粉原料も交付金（かんしよ）及び加工原料乳生産者補給金等の数量払については収入として含めます。

Q 補償対象となる収入減少の要因は？

A 農業者が農業経営を進めていく中で、自然災害や市場環境の変化など、様々なリスクが想定されます。このため、収入保険制度では、自然災害による収量減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少の補償を対象とします。

なお、意図的な安売りや捨て作りなどによって生じた収入減少は補償の対象外となります。

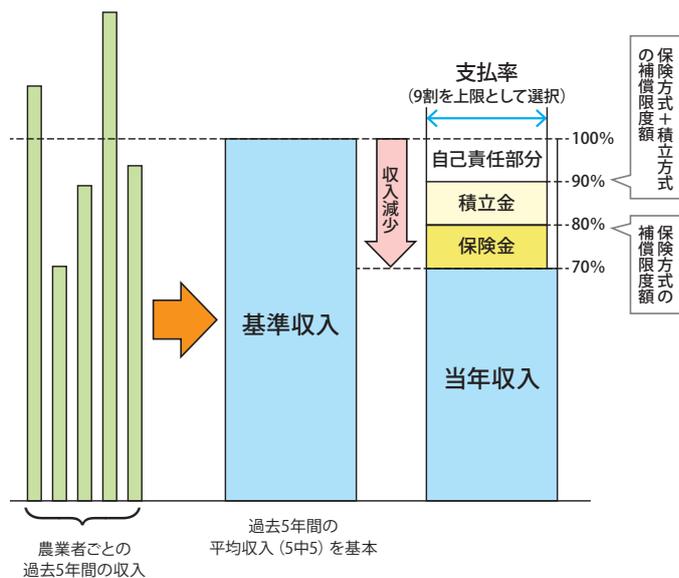
Q 定められた基準収入は修正できないの？

A 加入申請時に提出書類として農業経営に関する計画等を提出していただき、保険期間の経営面積の拡大や縮小、栽培する農作物の品目変更による単価の増減、過去の収入上昇傾向がある場合等については、上方または下方修正を行うことができます。

Q 類似制度（農業共済制度等）と重複加入はできるの？

A 原則として、収入減少を補てんする機能を有する類似制度との重複加入はできません。
 ただし、収入減少だけでなくコスト増も補てんする肉用牛肥育経営安定特別対策事業（マルキン）、農業共済のうち固定資産の損失を補てんする園芸施設共済（施設内農作物は含まない）や家畜の診療費を補てんする家畜共済（病傷共済）は収入保険制度と機能が重複しない為、重複加入することができます。

収入保険制度の補てん方式について



(注) 5年以上の青色申告実績がある者が、補償限度9割(保険8割+積立1割)を選択した場合

〈収入減少の程度に応じた補てんの状況〉

保険期間の収入減少の程度	補てんの状況
20%減	基準収入の89%まで回復
30%減	基準収入の88%まで回復
40%減	基準収入の87%まで回復
50%減	基準収入の86%まで回復
60%減	基準収入の85%まで回復
70%減	基準収入の84%まで回復
80%減	基準収入の83%まで回復
90%減	基準収入の82%まで回復
100%減	基準収入の81%まで回復

農業者の保険料・積立金と補てん金額の試算について

例 基準収入(過去5年間の平均収入)が1,000万円の農業経営者が補償限度90%(保険部分80%+積立部分10%)、支払率90%を選択して収入保険制度に加入し、確定申告した後に当年の収入が基準収入の70%(700万円)であった場合。

掛金の試算

● **保険料** = (基準収入) × (補償限度) × (支払率) × (農家負担掛金率) = **7万2千円** (掛け捨て)

$$1,000 \text{ 万円} \times 80\% \times 90\% \times 1\% = 72,000 \text{ 円}$$

● **積立金** = (基準収入) × (積立幅) × (支払率) × (農家負担割合) = **22万5千円** (積立て)

$$1,000 \text{ 万円} \times 10\% \times 90\% \times 1/4 = 225,000 \text{ 円}$$

掛金合計 **29万7千円**

(※その他、事務費として、加入者割(1年目4,500円、2年目以降3,200円)、保険金額等割(1万円当たり22円)がかかります)

支払保険金の試算

● **保険部分** = (補償限度額) - (当年度収入) × (支払率) = **90万円**

$$800 \text{ 万円} - 700 \text{ 万円} \times 90\% = 90 \text{ 万円}$$

● **積立部分** = (補償限度額) × (支払率) = **90万円**

$$100 \text{ 万円} \times 90\% = 90 \text{ 万円}$$

支払保険金合計 **180万円**



コンプライアンス

基本方針

奈良県農業共済組合は、国の農業経営安定対策の重要な柱である農業保険の実施主体として公共的な性格を有しており、その使命を果たすための社会的責任を負っています。

このため、法令等の遵守については一般の民間組織以上に徹底することが求められており、社会的な信頼を決して損ねることのないよう健全な組織運営に資する不断の努力を重ねていく必要があります。

このような点を踏まえ、当農業共済組合においてはコンプライアンス（法令等遵守）を徹底した事業運営の確保を目指し、次の事項に取り組みます。

- 1 すべての役職員は、法令の遵守はもとより、社会の構成員として求められる価値観、倫理観に基づく誠実な行動に努めます。
- 2 コンプライアンス態勢の整備に向けて、コンプライアンス・プログラムを策定し、実践計画を明確化します。
- 3 コンプライアンス統括部署を設置し、コンプライアンス体制の強化に努めます。
- 4 各部署にコンプライアンス責任者を置き、コンプライアンス環境の整備に努めます。
- 5 コンプライアンスに関する役員研修を実施し、コンプライアンス意識の高揚を図ります。
- 6 すべての役職員は、本組合が担う社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、健全かつ適切な事業運営に努めることにより、農業経営の安定と農業生産力の発展に資するよう心掛けます。

口座振替への ご協力をお願い

農業共済団体では、コンプライアンス体制強化の一環として、農業共済事業に加入する際の共済掛金の支払い方法について、口座振替への移行を勧めています。組合員の皆様にはお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

農業共済新聞のご案内

農業共済新聞は、NOSAIがお世話になっている共済部長さんをはじめ、組合員の皆様方等に幅広く愛読いただいている週刊紙です。

農業保険制度の説明やNOSAI団体の動きをはじめ、農政、営農技術、農産物流通、農業資材など、幅広い分野を網羅しています。「農業や暮らしに役立つ農業紙」というスタンスで紙面作りを行って



いて、NOSAIの職員が県内農業や暮らしの話題について詳しく楽しく取材した「地方版」が大きな特徴です。

●年極購読料4,680円
毎週水曜日(月4回)発行です。
お申し込み、お問い合わせはお近くのNOSAIまでお願いします。

編集後記

奈良県下のNOSAIは1組合化し、新たに「奈良県農業共済組合」として生まれ変わり、組合広報紙「NOSAIなら」創刊号をこの度発行いたしました。

今後とも農業者のためのセーフティネットとして、更なる農家サービスの向上に役職員一同努めて参りますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。



NOSAIなら 第1号 2018年6月発行

編集・発行/ 奈良県農業共済組合

橿原市十市町877-1 0744-21-6312

<http://www.nosainara.jp/>

やまと北部支所	奈良市柴屋町29-1	0742-63-6063
北和支所	大和郡山市池之内町252-1	0743-55-1280
磯城支所	桜井市大字阿部11	0744-42-2900
宇陀支所	宇陀市榛原萩原元萩原350-3	0745-82-1164
中和支所	橿原市城殿町459	0744-24-2808
葛城支所	北葛城郡広陵町南郷18-5	0745-55-3560
南和支所	五條市原町252-1	0747-22-2320